

## 平成26年改正会社法の概要

EY弁護士法人 弁護士 坂本有毅

### ▶ Yuki Sakamoto

長島・大野・常松法律事務所（2006～12年）において、さまざまな資金調達取引や金融規制に係る助言等の案件に従事。金融庁総務企画局政策課（12～14年）において、国際課税原則の見直しをはじめとする金融関係の税制改正に関与した後、14年7月よりEY弁護士法人に入所。日本証券アナリスト協会 検定会員。

### I はじめに

改正会社法（以下、法）が2015年5月1日に施行されました。今回の改正により導入された監査等委員会設置会社への移行を表明した会社数は既に150社を超えており、今後ますます増加する可能性が高まっています。以下、主な改正項目の概要を説明します。

### II 監査等委員会設置会社の導入

監査等委員会設置会社という新しい機関構成が導入されました。監査等委員会設置会社では、監査役(会)を設置しない代わりに、株主総会で監査等委員として選任された一部の取締役（法329条2項）から構成される監査等委員会を設置し、監査等委員会が業務監査その他の職務を行うこととなります（法399条の2第2項、3項）。監査報告の作成や会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容の決定も、監査等委員会の職務とされています（法399条の2第3項1号、2号）。現在の監査役(会)が有する機能（法381条）を構成員が取締役である監査等委員会に移行した上で、それを強化するものと評価でき、監査役(会)設置会社における社外取締役の監督機能と監査役(会)の監査機能の重複感を解消することが可能となります。取締役である監査等委員は、現在の監査役とほぼ同等の、以下の権利・義務を単独で有します。

- ▶ 監査費用の償還等の請求（法399条の2第4項）
- ▶ 取締役の不正行為等の取締役会への報告（法399条の4）
- ▶ 株主総会に提出する議案等の法令違反の報告（法399条の5）
- ▶ 取締役による会社の目的外の行為等の差し止め（法399条の6）
- ▶ 監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表（法399条の7）

また、取締役の職務執行の監査を行う監査等委員会の委員は取締役であるため、取締役会において議決権を行使することができます。加えて、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の人事（指名や報酬）についても、指名委員会等設置会社（会社法改正前の委員会設置会社）における三つの委員会（指名委員会、監査委員会および報酬委員会）よりは弱いものの、株主総会における意見陳述権を有しています（法342条の2第4項、361条6項、399条の2第3項3号）。これらの権限を背景に、より効果的な業務監査を行うことができると期待されます。

今回の改正会社法で監査等委員会設置会社が新たに設けられ、株式会社のとり得る機関構成の選択肢は、基本形の監査役(会)設置会社以外に、指名委員会等設置会社および監査等委員会設置会社になりました。監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社の数があまり増加しないことを踏まえて、日本企業にも導入しやすいように制度設計されたものであり、実際にも

改正会社法の施行前から相当数の企業が、移行を決定しないし検討していることを公表しています。このような状況を考慮すれば、結論としては移行しないとの判断になったとしても、株主への説明ができるように、検討自体は十分に行っておくことが望ましいといえます。

また、監査等委員会設置会社における実際の運用は、現段階では必ずしも明確ではありません。例えば、監査等委員会は人事に関する意見陳述権の行使を通じて、いわばミニ指名・報酬委員会としての機能も併有することになりますが、今後の実務運用によっては、指名委員会等設置会社における三つの委員会全ての兼任と同等の強力な権限を事実上有することになる可能性もあります。従って、仮に移行するとの判断になったとしても、1年間の他社の運用状況を確認してから、という選択も十分にあり得るものと考えられます。

実際に移行する場合、監査等委員となる社外取締役を最低2名確保することが必要になります（法331条6項）が、一方で監査役は不要となるので、現在の社外監査役に監査等委員への就任を要請することが可能です。現在の社外監査役がそのまま監査等委員に就任する場合、取締役会の構成員として意思決定への関与も求められ、職務内容および責任が拡大することになるので、就任の承諾を得るに際しては十分な説明が必要といえます。加えて、重要な業務執行の決定を取締役会決議で取締役に委任できる旨の規定（法399条の13第6項）を定款に設ければ、監査等委員が決定に関与すべき事項が少なくなり、負担を軽減することができます。

### Ⅲ 社外取締役等に関する規律

改正会社法上は、社外取締役を置くこと自体は義務付けられないこととなりました。もっとも、事業年度末日において社外取締役を置いていない会社は、当該事業年度に関する定時株主総会において、取締役の選任議案の提出の有無にかかわらず、社外取締役を置くことが「相当でない」理由を説明することが義務付けられました（法327条の2）。「相当でない」理由とは、「必要でない」理由では足りず、置くことがむしろマイナスであるという事情の説明が必要とされています。

また、取締役の選任議案を提出する株主総会に係る参考書類および事業報告においても、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載する必要があります。

この記載に際しては、社外監査役が2人以上あることのみをもって理由とすることはできないとされています（法施行規則74条の2、124条2項、3項）。これらの必要な説明や記載を十分にしなかった場合には、株主総会決議取消事由となり得る可能性があるとされています。

また、社外取締役および社外監査役に係る社外性の要件が大きく二つの点において変更されています。まず、社外取締役および社外監査役に就任しようとする者が過去に一度でも会社の業務執行者となったことがあれば、要件を満たさないとされていたのが、過去10年間に緩和されました（法2条15号イ、16号イ）。一方で、親会社や兄弟会社の関係者は、一定の場合に要件を満たさないこととなりました（法2条15号八、二、16号八、二）。このため、現在の社外取締役および社外監査役が、改正会社法の基準のもとでも引き続き社外性要件を満たすかどうかを確認し、仮に満たさないようであれば、経過措置（法附則4条）が終了する16年6月の定時株主総会までに要件を満たす社外取締役または社外監査役を探し、就任の承諾を得る必要があります。

#### お問い合わせ先

EY弁護士法人

Tel : 03 3509 1687

E-mail : yuki.sakamoto@jp.ey.com